

北海道大麻取扱指導方針

第1 趣旨

この方針は、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）に基づき、大麻草の栽培の適正な取扱い等についての必要な事項を定めることにより、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって、公共の福祉に寄与することを目的とする。

第2 定義

この方針における用語の定義は、以下のとおりとする。

- 1 法 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）をいう。
- 2 細則 大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則（昭和28年北海道規則第123号）をいう。
- 3 第一種大麻草採取栽培者 法第2条第4項に規定する者をいう。

第3 構成

この方針は、次の基準及び要領から成る。

- 1 第一種大麻草採取栽培者免許申請審査基準（別記1）
- 2 第一種大麻草採取栽培者指導要領（別記2）
- 3 第一種大麻草採取栽培者免許取消等処分基準（別記3）

第4 実地調査等

免許申請等の審査や大麻草の栽培地等の監視指導に当たっては、必要に応じ、法第22条の3に規定する職員が、栽培地、倉庫等を調査し、上記第3の基準及び要領の適合状況を確認するものとする。

第5 薬事審議会への諮問

本方針によるほか、保健衛生上の危害防止の見地から必要と思われる場合には、北海道地方薬事審議会の意見を聞くことができる。

(附則)

この方針は平成14年12月27日から施行する。

(附則)

この方針は平成29年4月3日から施行する。

(附則)

- 1 この方針は平成31年1月1日から施行し、平成31年1月1日以降に免許の交付を受ける者から適用する。
- 2 平成30年12月31日において現に大麻取扱者免許の付与を受けていた者については、平成31年12月31日までは、改正後の方針にかかわらず、なお、従前の例による。

(附則)

この方針は令和7年3月1日から施行する。

第一種大麻草採取栽培者免許申請審査基準

第1 基本的考え方

大麻草の栽培の規制に関する法律は、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とするものとされており、大麻草の不正栽培等を防ぐため大麻草を栽培する者について免許制を採用し、免許を付与するに当たり、同法の目的に反しない者かどうかを判断した上で知事の免許を与えるものである。

第2 審査基準について

1 人的要件

申請者は、法第5条第2項に規定する欠格事項に該当しない者でなければならないこと。

○ 法第5条第2項に規定する欠格事項

- 一 第12条の6第1項の規定により免許を取り消され、取消の日から3年を経過していない者
- 二 麻薬中毒者（麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項第25号に規定する麻薬中毒者をいう。）
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者
- 四 未成年者
- 五 心身の故障により第一種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 七 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 栽培目的等の妥当性

大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なものであること。

【考え方】

産業利用の観点から栽培を認めるものであり、保健衛生上の危害防止の観点から単なる趣味・嗜好に基づく申請に対して免許を与えることは想定しておらず、栽培目的が妥当であること。

また、需要を具体的に見込めない状態で栽培を開始した場合、在庫の処分に困ること等も想定されることから、あらかじめ譲渡先の目処を十分たてる必要があること。

3 栽培管理

- (1) 栽培地の場所及び面積が、栽培目的、栽培地周辺の環境等に照らして適切なものであること。

【考え方】

不正流通による濫用防止の観点から、栽培地の面積、場所、周辺環境が事業計画の達成にとって適切なものであること。

- ① 栽培地の面積が、その栽培目的、事業計画等に照らして適切であること。
- ② 原則として栽培の面積が100㎡以上であること。

(2) 栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離していること。

【考え方】

所有する大麻の滅失等の事故や濫用を防止するため、適正に大麻草の栽培や保管を管理できること。

(3) 適正に保管できる施設を有すること。

【考え方】

栽培地外の保管施設に保管することも可能であるが、栽培地外の保管施設に持ち出す際には持ち出し許可が必要であること。

(4) 管理体制が適切なものであること。

【考え方】

① 日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること。

② 法人又は団体である場合（自然人が他人に指示の上、栽培等の補助を行わせる場合を含む。以下同じ。）は、大麻草の栽培における栽培、保管管理等、関連する工程に係る責任分担を明確にし、監督責任者がこれを統括するとともに、各責任者が密接に連携でき、かつ、相互チェックが可能な組織及びシステムを確保していること。

③ 法人又は団体である場合は、栽培に従事する者が明確になっていること。

(5) 大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ濃度基準値を超えない大麻草の種子等を用いて栽培することが明らかであること。

【考え方】

特に前年度に免許を有していない場合には、不正栽培により得られた種子等でないか確認する必要があること。

また、低濃度 $\Delta 9$ —THCの大麻草の栽培を担保するため、複数年の免許を与えるに当たっては、免許を与える際に種子等の元になる大麻草の $\Delta 9$ —THC濃度を書類等で確認すること。

なお、元になる大麻草のデータが古い等、濃度基準値を超えない大麻草であるか否かの明確な判断が困難な場合、免許交付後、入手した当該種子を分析機関で促成栽培させたものを検査し、濃度基準値以下であることを確認した後、栽培を開始すること。

(6) 必要に応じ、交雑を防止するための措置を講じていること。

【考え方】

近隣に別の品種を栽培する栽培者が存在する（し得る）場合及び野生大麻が自生しているような地域性がある場合に交雑防止措置が講じる必要があること。

また、当該措置を講じる場合には、他の栽培者の栽培地や野生大麻の自生地と一定の距離が取られているか、毎年作付けの際に外部から新たな種子の提供を受けるか、これらの措置を講じることが難しい場合にはビニルハウス等を設置すること等による交雑防止措置を講じていること。

4 盗難防止対策

栽培を行う土地、施設等には盗難防止対策を行うこと。

【考え方】

第一種大麻草採種栽培者が栽培できる大麻草は、 $\Delta 9$ —THCの含有量が低い品種に限られていることに鑑み、設備等の措置が必要な場合であっても一般農作物の盗難防止対策を超えた著しく合理性に欠く義務を課さないこと。

大麻草に多寡に差はあるもののTHC類が含まれているものであることを念頭に、必要に応じて、下記に例示するような大麻草の盗難防止対策が行われていること。

第一種大麻草採取栽培者が栽培可能な大麻草の $\Delta 9$ —THC濃度は低いものとされており、濫

用の危険性も減じられていることから、堅牢な高い柵等の措置は不要とし、栽培地のおかれて
いる状況（昔から栽培されておりその地域に大麻草があることに違和感がない、これまで
も地域で盗難がないよう監視しており堅牢な高い柵等が不要、栽培する品種が極めて低濃度
で盗難の危険性が低い、栽培地や施設で盗難等が発生した際に栽培者がすぐに駆けつけられ
るところに常駐している）等を勘案し、どの程度盗難防止対策が必要か個別具体的に判断す
るべきであること。

例えば、 $\Delta 9$ -THC濃度が低い大麻草を栽培していることを前提として、

- ① 人目に付きにくく、敷地境界線から十分に距離が離れている場所の場合には、堅牢な高
い柵を設けずに、注意喚起の看板を設置したり、定期的に見回りを行ったりすることに加
え、そうした盗難防止対策を防犯機器等で補完すること。
- ② 地域で従前より栽培を行っており、地域で監視体制が構築され、定期的に見回りが行わ
れているなど、不審な外部者の栽培地への立入が困難な場合にも、堅牢な柵の設置等の措
置は必要ないこと。
- ③ 上記以外の地域においても、栽培地の目立ちやすさ、地域の窃盗等の犯罪発生動向、注
意喚起の方法及び日常的な監視の状況などを勘案して、状況に応じた盗難防止対策を検討
すること。盗難防止のための措置を講じる場合にあっても、一般的な農作物の盗難防止対
策として実施している一般的な方法を参考に合理的な対策を柔軟に検討すること。
一方、交雑防止の観点から、種子採取を目的とする場合、ビニルハウスなどの屋内栽培と
すること。

5 申請に必要な書類

(1) 大麻草採取栽培者免許申請書（省令別記第1号様式）

※ 栽培地の数、位置及び面積については、複数の栽培地がある場合には、栽培地ごとに
その位置と面積を追加して記載すること。

- ・ 位置は、栽培地の登記事項証明書のほか、全体の区域が分かる図面に当該年中に作
付けする部分に網掛けする、着色するなどして分かるようにすること。
- ・ 面積は、アール換算で算出すること。

※ 免許を受けようとする者の住所地、氏名及び生年月日については、法人又は団体にあ
っては、その業務を行う役員を含むこと。

※ 「業務管理体制」の欄には不正流通、濫用防止等の観点から

- ・ 業務上大麻を取り扱う事務所の所在地、名称
- ・ 大麻草採取栽培者及び補助者の氏名や業務上の役割
- ・ 盗難防止対策及び滅失等の事故が生じた場合の対応
等を記載すること。

(2) (個人の場合) ㊦略歴を記載した書類、㊧住民票の写し、㊨公の機関が発行した身分証明書 若しくは資格証明書に写真を貼り付けたもの又はその他知事がこれらに準ずるものとして 特に認めるもの

※ 身分証明書又は資格証明書の例

- ・ マイナンバーカード
- ・ 運転免許証
- ・ 旅券(パスポート)
- ・ 官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書(写真・生年月日
のあるもの)

(3) (法人又は団体の場合) ㊦定款、㊧登記事項証明書（これらに準ずるものを含む）

(4) (法人又は団体の場合) ㊦その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類、㊧当該役員

の住民票の写し、㊦公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書に写真を貼り付けたもの

- (5) 免許を受けようとする者（法人又は団体の場合は、その業務を行う役員）が精神の機能の障害又は麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- (6) 免許を受けようとする者（法人又は団体であれば、その業務を行う役員）が現行法第5条第2項に規定する欠格事由に該当しない旨の宣誓書（氏名部分は自署すること。）
- (7) 栽培地の登記事項証明書
- (8) 栽培地の区域を示す図面（栽培地全体が分かる図面に、栽培地とする部分に網掛けや着色するなどして区域が分かるようにすること）
- (9) 栽培地が自己の所有でないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写し等（免許を受けようとする者が栽培地を使用することができることを証明する書類）
- (10) 免許を受けようとする者が現に法第2条第3項の大麻草栽培者である場合は、当該免許証の写し
- (11) 事業計画書
- (12) 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真（業務上大麻を取り扱う事務所とは、大麻の保管施設や大麻草から繊維を採取するための施設等をいうこと。また、事務所内に事務作業スペースを設ける場合は、保管施設と明確に分離すること。）
- (13) （法人又は団体の場合）大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写し等的大麻草栽培者に対する使用関係が分かる書類
- (14) （法人又は団体の場合）大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類
- (15) その他知事が必要とする書類
 - ア 大麻の盗取又は紛失を防止するために講ずる措置を記載した書類
 - イ 大麻草、大麻草の種子及び繊維等を保管する設備の概要図
 - ウ 栽培に使用する大麻草の種子の入手方法及び当該種子のテトラヒドロカンナビノールの含有量を明らかにした書類

第4 国通知

免許の審査に当たっては、この審査基準によるほか、法、政省令及び大麻草栽培者免許に関する厚生労働省通知を踏まえ審査する。

- 1 「大麻草の種子の取扱いについて」（令和7年1月10日 厚生労働省医薬局長）
- 2 「第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について」（令和7年1月10日 厚生労働省医薬局長）
- 3 「大麻草の加工許可申請の審査基準について」（令和7年1月14日 厚生労働省医薬局長）
- 4 「第一種大麻草採取栽培者に係る免許証等の様式、大麻取扱いの手引き及び質疑応答について」（令和7年1月14日 厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長）

第一種大麻草採取栽培者指導要領

法に基づく第一種大麻草採取栽培者に対する指導事項は、次のとおりとする。

第1 監視指導及び広告について

第一種大麻草採取栽培者は、行政への報告、行政による立ち入り等の監視指導に対応し、協力すること。

また、大麻草には麻薬成分が含まれていることを認識し、その厳重かつ適正な管理に留意するとともに、大麻の濫用を助長することにつながるような宣伝や広告等を行わないこと。

第2 栽培目的等について

- 1 栽培の目的は、麻薬に該当しない又は指定薬物を含有しない大麻草の製品（飲食料品、化粧品、建築用資材その他の資材、嗜好品、飼料、肥料、燃料）の原材料を採取することであり、その他の目的で栽培していないこと。
- 2 事業計画に則って実施されているものであること。

第3 大麻草の種子について

- 1 大麻を栽培するために用いる種子は、 $\Delta 9$ -THCの含有量が0.3%以下のものが用いられていること。
- 2 使用する種子が濃度基準値以下のものであることが明らかでない場合に当該種子を用いて栽培しようとするときは、その種子が濃度基準値以下のものであることを促成栽培による分析で確認した上で、播種されていること。
なお、基準値を超えていた場合は、速やかに大麻草を刈り取っていること。
- 3 使用する種子は、交雑防止措置が講じられた大麻草から採取されたものであること。
- 4 大麻草の種子を譲り渡す場合は、発芽不能処理（熱処理又は燻蒸）を行っていること。
ただし、①他の大麻草栽培者、②発芽不能処理を行う者、③厚生労働大臣又は知事に譲り渡す場合はこの限りではない。
- 5 大麻草の発芽不能未処理種子を輸入するときは、あらかじめ北海道厚生局長に大麻草発芽不能未処理種子輸入許可を受けていること。

第4 管理体制、盗難等防止措置

- 1 管理体制や盗難等防止措置が、第一種大麻草採取栽培者免許申請審査基準第2の3及び4に準拠していること。
- 2 第一種大麻草採取栽培者は、常勤であること。
法人又は団体の場合は、役員又は従業員などから大麻草の栽培に従事する者を定め、実地に管理していること。
- 3 第一種大麻草採取栽培者が不在となる場合、補助者の設置や監視カメラ等による記録などの措置が講じられていること。
- 4 大麻及び大麻草の発芽不能未処理種子は、専用の鍵のかかる保管設備内で他のものと区別して保管されていること。
なお、保管設備は、第一種大麻草採取栽培者が常に管理でき、異変が生じたときには自らが直ちに対応できる場所に設置されており、持ち運びができないものになっていること。
- 5 大麻等について、保管設備以外の場所に保管していないこと。
- 6 栽培関係者以外の者を栽培地等に立ち入らせていないこと。
- 7 栽培に従事する者や補助者について、身分等が明らかであり、法第5条第2項に該当しない者であること。
- 8 栽培に従事する者や補助者について、定められた業務内容に沿って業務を行っていること。
また、その責任の所在が明確であること。
- 9 専ら補助者に栽培等を任せていないこと。
- 10 その他関係法令に抵触しないこと。

第5 大麻等の処理（保管、譲渡、廃棄、加工等）

- 1 栽培後、利用しない大麻草の部位等について、麻薬に該当する（し得る）ものは、鍵のかかる堅固な保管設備内で他のものと区別して保管されていること。
- 2 大麻を栽培地外に持ち出そうとする場合には、法第11条の規定に基づき、あらかじめ知事の許可を得ていること。
- 3 他的大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者到大麻草を譲渡する場合は、麻薬譲受証を受け、麻薬譲渡証を渡していること。
- 4 免許の有効期間が満了し新たに免許を受けない場合又は免許の取消処分を受けた場合には、所有する大麻及び大麻草の発芽不能未処理種子については、50日以内に他的大麻草栽培者や麻薬研究施設の設置者に譲り渡していること。なお、譲り渡すことができない場合は、知事に「麻薬廃棄届」により届け出た後、道職員の立会いの下廃棄していること。廃棄にあたっては、発芽不能処理を行うなど悪用されることのないよう適切に処理されていること。
- 5 大麻草の加工を行う場合、北海道厚生局に加工許可を受けていること。
- 6 加工の過程で製造した麻薬について、譲り渡していないこと。
- 7 栽培中や栽培後に栽培地に落ちたり、加工設備等に付着等した葉や花穂について、適切に廃棄等すること。
- 8 麻薬輸入業者の免許を受けずに大麻を輸入していないこと。

第6 栽培の記録・年間報告等

- 1 栽培に当たっては、法第10条の規定に基づき帳簿を備え、採取や譲渡受、廃棄等した大麻等の品名、数量並びに年月日等を記載し、最終の記載の日から2年間保存していること。
- 2 大麻等を廃棄した場合は、立会人の署名を前項の帳簿に記載していること。
- 3 第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項に変更が生じた場合には、法第6条第3項の規定に基づき、15日以内に保健所に届け出ていること。
- 4 免許証を毀損若しくは紛失等した場合は、法第7条第3項の規定に基づき、15日以内に免許証の再交付を申請していること。
- 5 有効期間の各年について、翌年1月31日までに、法第9条の規定に基づき、大麻等の品名等を保健所に報告していること。
- 6 免許の取消しを受けようとするときや、死亡し、又は解散したときは、法第12条の7の規定に基づき、保健所に届け出ていること。
- 7 麻薬譲渡証や譲受証について、2年間保存されていること。

第7 事故発生時の措置

所有する大麻、発芽不能未処理種子又は麻薬に、滅失、盗取又は所在不明その他の事故が発生したときは、法第12条の2の規定に基づき、速やかにその状況を栽培地を所轄する保健所に届け出ていること。

なお、盗取の疑いがある場合は、速やかに警察署にも届出ていること。

第8 国通知

第一種大麻草採取栽培者に対する指導に当たっては、この指導要領によるほか、法、政省令及び大麻草栽培者免許に関する厚生労働省通知を踏まえ指導する。

- 1 「大麻草の種子の取扱いについて」（令和7年1月10日 厚生労働省医薬局長）
- 2 「第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について」（令和7年1月10日 厚生労働省医薬局長）
- 3 「大麻草の加工許可申請の審査基準について」（令和7年1月14日 厚生労働省医薬局長）
- 4 「第一種大麻草採取栽培者に係る免許証等の様式、大麻取扱いの手引き及び質疑応答について」（令和7年1月14日 厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長）

第一種大麻草採取栽培者免許取消等処分基準

第1 目的

法第12条の6第1項に規定する処分（以下「取消等処分」という。）に関し、その取消等処分の対象となる行為を定めることを目的とする。

第2 取消等処分の対象となる行為

第一種大麻草採取栽培者が、次のいずれかに該当したときに、取消等処分を行うことができる。

- 1 第一種大麻草採取栽培者が、法の規定、法の規定に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の処分若しくは法に規定する免許若しくは厚生労働大臣又は都道府県知事の許可に付した条件に違反したとき
- 2 その業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたとき
- 3 法第5条第2項第2号から第8号までのいずれかに該当するに至ったとき

第3 取消等処分の手続き

取消等処分は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、手続きを行う。